

NPO法人年度末スケジュール表(官公庁届出関連で主なもの)

以下は、3月末決算法人で雇用が発生していないケースを例示したものです。

手続先	根拠	手引	3月	4月			5月			6月	
				上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
所轄庁 (地域協働局地域活性化課)	NPO法	P.71 P.87		定款を変更する場合などは、別途手続きが必要です。 詳しくは、手引P.82を参照			事業年度終了後3か月以内			事業報告書等提出 役員の変更等届出提出	ファイルの備え置き
法務局	登記法令等	P.89		代表権のある理事に変更がある場合(再任、住所変更の場合も)は、変更日から2週間以内			理事の登記変更			最新の登記簿ファイル	
税務署	法人税法	P.105		税法上の収益事業を行っている場合			事業年度終了後2か月以内			法人税確定申告	提出受付印 入り控え ファイル
	消費税法	P.110		課税事業者該当する場合			事業年度終了後2か月以内			消費税確定申告	
県税事務所	地方税法	P.107		税法上の収益事業を行っていない場合			税法上の収益事業を行っている場合 事業年度終了後2か月以内			法人県民税 法人事業税 地方法人特別税 確定申告	
市役所 (法人税務課)	地方税法			均等割の減免申請(毎年4月末)						法人市民税 確定申告	

法人内部	3月	4月			5月			6月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
事務局作業		新年度事業計画書・予算書作成			決算修正作業の完了			決算資料ファイル・総勘定元帳完成
		理事会の日程調整・会場確保			事業報告書作成			事業報告書・計算書類・財産目録 情報公開用ファイル作成
		総会の日程調整・会場確保			監査の日程調整			理事会資料 ファイル作成(時系列)
		総会の日程調整・会場確保			総会の招集通知発送 定足数・委任状確認			議事録完了 総会資料 ファイル作成(時系列) 貸借対照表公告

※この資料は、NPO会計支援センターが作成した資料を、同センターの承認を得て神戸市が加筆修正したものです。